

**「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業」
協働事業者の募集に係るプロポーザル提案書作成要領**

1 件名

「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業」協働事業者の募集

2 事業の内容

「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業協働事業者募集要項」のとおり

3 参加意向申出書（様式1）及び資格審査書類の提出（1部）

本事業について、提案書の提出を希望する場合は、次のとおり参加意向申出書及び資格審査書類を提出し、参加表明をしてください。

1者（1共同事業体）につき1提案のみの提出とします。共同申請の場合も、他の共同申請との重複はできません。

(1) 資格審査書類（1部）

- | |
|--|
| <p>① 共同企業体協定書兼委任状（様式2）
（※JV〈共同事業体〉で参加意向申出書を提出する場合のみ提出）</p> <p>② 誓約書（様式3）</p> <p>③ 定款</p> <p>④ 商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内の印鑑証明書を添付のこと。）</p> <p>⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書（未納税額のない証明書）</p> <p>⑥ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類（保険料領収書の写し等）</p> <p>⑦ 市税・法人税を滞納していないことを証明できる書類（納税証明書等）</p> <p>⑧ 直近5か年分の有価証券報告書または事業報告書</p> <p>⑨ 法人の事業概要（会社案内、パンフレット等）</p> <p>⑩ 過去5年間の事業等実績書（自由書式）</p> <p>⑪ 協働事業者個人情報保護管理体制（様式4）</p> <p>※JV〈共同事業体〉による場合、とりまとめ事業者（連絡窓口）を代表者として設定し、②～⑩は全ての共同事業者について書類を提出してください。</p> <p>※⑩で記載する実績は、本事業と類似した事業を記載してください。応募者が類似実績と判断するものであれば記載できるものとします。（横浜市発注の事業や履行場所が横浜市内の事業があれば記載してください。また直近5年間など最近の実績を優先して記載してください。）</p> <p>※必要に応じて上記以外の資料の提出を求める場合があります。</p> |
|--|

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水）17時00分まで（必着）

※提出書類等に不足がある場合は受理しません。

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課

（メールアドレス） da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール(PDFデータで添付)、持参または郵送

・電子メールの場合は、必ず電話で提出先まで到着確認を行ってください。

また、添付ファイルは5MB以下になるよう調整して送ってください。これによることが難しい場合は、必ず事前に提出先に連絡し、本市指定のファイル交換サービスを使用してください。なお、押印した資料は別途原本をご持参いただくか、郵送してください。

・持参、郵送の場合は、メールにてデータの提出も併せてお願いします。

・郵送の場合は、ゆうパックなど配達状況が追跡可能な方法で行ってください。その場合は、発送日をメールでご一報ください。

(5) 提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式5）の送付及び方法

令和7年5月12日（月）までに参加意向申出者へ電子メールで送付します。

4 提案書提出に関する質問等

提案書提出有資格者が、提案書提出にあたり質問等がある場合は、質問書（様式6）により、次のとおり行ってください。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 受付期間

令和7年5月16日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課

（メールアドレス） da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メール(PDFデータで添付)

必ず電話で提出先まで到着確認を行ってください。

(4) 回答送付日及び方法

令和7年5月20日（火）まで

本市ホームページに掲載します。

質問書の提出がなかった場合は掲載しません。

(5) その他

提案資格を満たす者からの質問のみに回答します。

電話等での問合せには応じかねますので、質問内容が明確になるように記載してください。

5 辞退について

「参加意向申出書（様式 1）」提出後にプロポーザルを辞退する場合は、「辞退書（様式 7）」を書面にて提出すること。

6 提案書の提出（1 部）

(1) 提案書類

ア 提案書は、別添の所定の書式（様式 8～17）に基づき作成して下さい。

イ 上記アに掲げる用紙の大きさは原則 A 4 版とします。

ウ 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 提案書（表紙）（様式 8）② 共同企業体協定書兼委任状（様式 2）
（※JV〈共同事業体〉で参加意向申出書を提出している場合のみ同じものを提出）③ 業務実施体制（様式 9）④ 事業者の業務実績（様式 10）⑤ 提案【(1) 衣類分野の横浜型循環型社会の形成に向けたグランドデザインの策定】（様式 11）⑥ 提案【(2) 市内の大学と連携した衣類循環の促進】（様式 12）⑦ 提案【(3) 不要な衣類からの再生及び新たなプロダクトを活用した循環の創出】（様式 13）⑧ 提案【(4) 不要な衣類を活用した試行的取組の実施】（様式 14）⑨ 提案【(5) 温室効果ガス削減効果の算出】（様式 15）⑩ 提案【(6) 業務実施に係るネットワークの構築、各種手配、プロジェクト進行】（様式 16）⑪ 事業スケジュール（3 年間分）（様式 17）⑫ 事業実施に係る概算見積書（自由書式）
※ 3 年間（3 年間の総額及び各年度の内訳）の概算見積書（市費概算額及び自己負担額）としてください。 |
|---|

エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をせず、指定がある場合以外はすべて 1 ページにまとめて記載してください。文字は概ね 10.5 ポイント以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述して下さい。

オ 提案書の記載は文章での表現とし、内容を補完するための最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可とします。ただし、設計の内容が具体的に表現されたものは認めない。

カ ⑫の概算見積書内の R7 年度市費概算額については、募集要項に記載の市費上限額を超えないものとする。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課

（メールアドレス） da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール(PDF データで添付)、持参または郵送

・電子メールの場合は、必ず電話で提出先まで到着確認を行ってください。

また、添付ファイルは5MB 以下になるよう調整して送ってください。これによることが難しい場合は、必ず事前に提出先に連絡し、本市指定のファイル交換サービスを使用してください。なお、押印した資料は別途原本をご持参いただくか、郵送してください。

・持参、郵送の場合は、メールにてデータの提出も併せてお願いします。

・郵送の場合は、ゆうパックなど配達状況が追跡可能な方法で行ってください。その場合は、発送日をメールでご一報ください。

(5) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。

また、一度提出された提案内容の変更は認められません。

(6) 実施体制における配置予定者等の条件及び考慮する事項は次のとおりです。

ア 主たる担当者については、知識・経験を活かし、コーディネート力を発揮し、市内事業者や団体などを中心に様々な主体と連携し、実証実験等を含めた事業実施ができること。

さらに、環境技術に関する知識・経験を有する者が望ましい。

イ 主たる担当者とは別にとりまとめ者（管理者）がいる場合は、管理者についても提出。（主たる担当者が管理者を兼ねる場合は不要。）

ウ 様々な主体間の連携を含むため、個人情報等を扱う等セキュリティが担保できる仕組みの構築など、類似の事業の実績がある者。これらに必要なセキュリティ対策等を考慮した事業の実績がある者。

7 評価基準

提案書評価基準のとおりに

8 提案に関するヒアリング

評価委員会において、下記のとおり提案書の内容についてヒアリングを行います。

(1) 実施日時 **令和7年6月6日（金）**（予定・時間は別途ご案内します。）

(2) 実施場所 横浜市役所会議室を予定（別途ご案内します。）

(3) 出席者 代表者及び関係者で合計3名以内としてください。

(4) 内容 提案書（様式2、8～17）について口頭で説明を求めます。説明は主たる担当者が行ってください。ヒアリングの時間は、質疑応答などを含め、約30分を想定しています。

(5) その他 確定した実施日時等詳細については、提案書提出後、別途お知らせします。書類審査及びヒアリングを基に評価を行います。

9 評価結果の通知

- (1) 評価実施後、**令和7年6月13日（金）まで**に、提案書提出者全員に対して結果通知書（様式18）を電子メールにて送付します。（受信確認の返信を行ってください。）
- (2) 評価委員会は非公開とします。

10 その他

(1) 無効となる提案

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本提案に関して委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

(2) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

市民協働条例第12条における協働契約書（負担金型）を作成・締結する。

(4) 提案書の取扱い

- ア 市は提出された提案書について、今回の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、本事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。

(5) その他

- ア 提案書は協働事業者の選定を目的に使用するものであり、契約後の事業は必ずしも提案内容どおりに実施するものではありません。
- イ 選定された提案書を提出した事業者とは、後日、選定された提案書等に基づき、横浜市と協議のうえ、協働契約を締結します。
- ウ 提案書の提出後から契約締結までの手続期間中に、「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業 協働事業者の選定に係る募集要項」に定める資格基準を満たさなくなった場合には、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として選定されている場合は次点候補者と手続を行います。

【提案書作成要領・別紙】

提案書の作成について

＜注意事項＞

- 1 提出書類については、片面印刷、書類にはタイトルを記入し、右上に①～⑪の書類番号を明記すること。また、枚数は項目ごとに必要最低限にまとめること。
- 2 文字は注記を除き、原則として 10.5 ポイント以上の大きさとすること。
- 3 手書きで作成する場合は、全て消えないボールペンで記載すること（鉛筆書き、消えるボールペンの使用不可）。
- 4 提出する書類には、ページ番号を通して振り、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこと。また、記入のある場合事務局にて当該部分の黒塗りを行う。
なお、以下の場合は除くこととする。
 - ・表紙となる「提案書（様式 8）」
 - ・共同企業体協定書兼委任状（様式 2）（該当する場合）
 - ・業務実施体制（様式 9）
- 5 多色刷りは可とするが、モノクロ複写も想定し、見やすさに配慮すること。

◆ 提案項目

(1) 衣類分野の横浜型循環型社会の形成に向けたグランドデザインの策定（様式 11）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① 事業目的を達成するためのグランドデザイン（全体構想）の策定と、GREEN×EXPO 2027 に向けたロードマップの作成にあたり、想定する事業全体の構成やスケジュールについて提案ください。
- ② (2) ～ (4) の提案が、衣類分野の横浜型の循環型社会の形成につながることを想定し、今後 3 年間の事業スケジュール（進め方）について提案ください。
- ③ 本市に期待する役割を記載してください。

(2) 市内の大学と連携した衣類循環の促進（様式12）

提案いただく内容は次のとおりです。（なお、本項目は令和7年度の実施を念頭においたものです。）

- ① 横浜市が指定する市内の大学において、不要な衣類から資源の循環を促進させる取組について提案ください。
- ② 家庭で不要となった古布が捨てられることなく可能な限り循環されるように、主に大学生を対象とした横浜市資源集団回収事業の普及啓発の取組について提案ください。
- ③ 本市に期待する役割を記載してください。

(3) 不要な衣類からの再生及び新たなプロダクトを活用した循環の創出（様式13）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① 不要となった衣類を新たなプロダクトに再生させる先進性・話題性のある取組について提案ください。
- ② GREEN×EXPO 2027における発信も視野に入れ、市民に訴求力のある新たなプロダクトを活用した取組について提案ください。
- ③ 本市に期待する役割を記載してください。

(4) 不要な衣類を活用した試行的取組の実施（様式14）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① 衣類の循環を一層進めていくために、（3）以外の不要な衣類を活用した取組アイデアについて提案ください。
- ② ①での取組アイデアの令和8年度以降の実施方針について提案ください。
- ③ 本市に期待する役割を記載してください。

(5) 温室効果ガス削減効果の算出（様式15）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① （2）及び（3）の取組を実施することによって温室効果ガスの削減が見込まれる効果を算出する方法について提案ください。
- ② 本市に期待する役割を記載してください。

(6) 業務実施に係るネットワークの構築、プロモーション、プロジェクト進行（様式16）

提案いただく内容は次のとおりです。

- ① （1）～（5）の提案内容を実施するにあたり必要となる、関連する企業や団体等とのネットワークの構築やプロモーション、プロジェクトの進行についての想定（イメージ、進め方等）提案ください。